

～看護師による特定行為実施のお知らせ～

当院では、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修を終了した看護師が、医師とともに予め作成した手順書により、**一定の診療の補助（特定行為）**を実施しています。

当院で実施している特定行為

- 気管カニューレの交換
- 胃ろう若しくは腸ろうの交換
- 慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- 創傷に対する陰圧閉鎖療法
- 直接動脈穿刺法による採血
- 橈骨動脈ラインの確保
- 脱水症状に対する輸液による補正

上記研修を終了し、院内規定の水準に達した看護師を特定看護師と呼び、特定看護師は高い判断力と技能を兼ね備え、より高度な診療の補助を行える看護師です。

皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

〒040-8577

函館市中島町7番21号

0138-51-2111